

「広島県 教育に関する大綱」の策定について

1 要旨

令和8年7月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に基づき、知事が策定した「広島県 教育に関する大綱」について報告する。

2 これまでの経緯

年月日	概要
令和7年9月5日	第1回総合教育会議
令和8年1月9日	第2回総合教育会議
令和8年3月26日	第3回総合教育会議
令和8年4月17日	文教委員会における素案の説明
令和8年4月20日～令和8年5月19日	パブリックコメントの実施
令和8年5月19日	文教委員会における素案の集中審議
令和8年6月19日	文教委員会における意見等への対応の説明
令和8年7月2日	「広島県 教育に関する大綱」策定

3 「広島県 教育に関する大綱」の概要

別紙のとおり

【参考：地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

1 主な教育を取り巻く情勢の変化

- 深刻さを増す少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成A I などデジタル技術の急速な発展などにより、社会・経済の先行きに対する不確実性はかつてなく高まっており、子供たちは激しい変化が止まることのない時代を生きることになる。

① 想定を上回るペースで進む人口減少

- 0～19歳人口推計
約44万人(2025年) → 約35万人(2040年)

② グローバル化の進展

- 企業における労働力確保対策として、外国人労働者の受け入れが進み、県内在留の外国人とその子供の数が増加傾向

③ 急速に革新・普及が進むデジタル技術

- A I に代替されない能力や個性の伸長
- 多様な教育機会の確保が重要

④ 子供の多様性への対応

- 不登校児童生徒、発達障害の可能性のある児童生徒、医療的ケアを必要とする幼児・児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒など

- 将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させるためには、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会の様々な変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成することが求められている。

2 「広島県 教育に関する大綱」の策定ポイント

- 「オール広島県」で「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成を目指し、県民一人一人の夢や希望の実現を支える教育を展開する。

＜基本理念＞

広島ならではの学びを通じて、一人一人の個性や能力を見いだし、伸ばし、生きる力を育む

＜特に注力する視点＞

- 児童生徒の成長と発達を支える生徒指導
- リアルな体験の充実とデジタルの効果的な活用による学びの充実
- 持続発展する教育のための教員の育成

＜主な施策項目＞

特に注力する視点を踏まえ、以下の施策項目に取り組む。

※具体的な施策の内容は次頁に掲載

○ 学びの変革の推進(②、③)

- 質の高い、深い学びの実現
- 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

○ キャリア教育の推進(①、③)

- 系統的な指導の充実と学校全体での推進体制の構築
- 体験的・実践的な教育活動の充実

○ 誰もが安心して学習できる環境づくり(②、④)

- 学習指導と生徒指導の一体化
- 多様な子供たちに応じた教育の充実
- 学校における安全・安心の確保

○ 子供の学びを支える基盤づくり(①、③、④)

- 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進
- 社会の変化を見据えた高等学校教育改革

<主な施策項目>

学びの変革の推進

- 「主体的な学び」の更なる推進（知識・技能を相互に関連付けた、深い理解に至る質の高い学び）
- リアルな体験機会の充実（地域・産業界や社会教育施設等と連携した自然体験、伝統文化体験、職場体験活動・インターンシップなどの充実）
- 生成 A I 等に関わる教育の充実、情報活用能力の育成強化（情報技術の特性の理解、適切な取扱い、効果的な活用）

キャリア教育の推進

- 広島ならではのキャリア教育（広島県の農林水産業・ものづくり等の産業、社会・生活基盤を支える仕事に触れながら、多様な体験・学びを積み重ね、人間関係形成・社会形成能力などの基礎的・汎用的能力を育成）

誰もが安心して学習できる環境づくり

- 学習指導と生徒指導の一体化の推進（生徒指導の実践上の視点（共感的な人間関係の育成、自己存在感の感受、自己決定の場の提供、安全安心な風土の醸成）を踏まえた学校づくり）
- 多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供（学習につまずいている児童生徒、不登校等児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援、外国人児童生徒に対する日本語指導等）
- 安全・安心の確保、教育相談体制の充実（教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携・協働）

子供の学びを支える基盤づくり

- 学校における働き方改革の更なる加速化
- 教職員のメンタルヘルス対策の一層の推進
- 校内での教育活動や校外での体系的な研修受講等による子供の主体的な学びの定着に向けた教員の専門性の向上
- 社会の変化を見据えた高等学校教育改革（デジタル技術を使いこなしながら生産性を高めて社会に貢献するエッセンシャルワーカー、理数系人材の育成などの産業イノベーション人材の育成、地域に愛着を持って地域の持続的な発展を支える人材の育成）

広島県 教育に関する大綱

令和 8 年度～令和 12 年度

広 島 県

目 次

■「広島県 教育に関する大綱」の構成

■総論

1 策定の趣旨.....	1
2 大綱の位置付け.....	1
3 大綱の計画期間.....	1
4 本県教育の現状.....	1
5 教育を取り巻く情勢の変化.....	2
6 本県教育の基本理念・目指す姿.....	3

■各論

1 乳幼児教育・保育の充実.....	5
2 学びの変革の推進.....	6
3 キャリア教育の推進.....	8
4 特別支援教育の充実.....	9
5 誰もが安心して学習できる環境づくり.....	10
6 子供の学びを支える基盤づくり.....	11
7 高等教育の充実.....	12
8 生涯にわたって学び続けるための環境づくり.....	13

■参考資料

用語解説.....	14
-----------	----

「広島県 教育に関する大綱」の構成

《基本理念》

広島ならではの学びを通じて、一人一人の個性や能力を見だし、伸ばし、生きる力を育む

《目指す姿》

一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、
多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくりの実現

◆就学前教育

【1】乳幼児教育・保育の充実

- (1)園・所等における質の高い教育・保育の推進
- (2)幼保小連携・接続の推進
- (3)家庭教育支援の充実

◆初等中等教育

【2】学びの変革の推進

- (1)質の高い、深い学びの実現
- (2)学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

【3】キャリア教育の推進

- (1)系統的な指導の充実と学校全体での推進体制の構築
- (2)体験的・実践的な教育活動の充実

【4】特別支援教育の充実

- (1)切れ目ない支援体制の整備
- (2)障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等
- (3)特別支援学校の教育環境の充実・整備

◆学校教育を支える環境

【5】誰もが安心して学習できる環境づくり

- (1)学習指導と生徒指導の一体化
- (2)多様な子供たちに応じた教育の充実
- (3)学校における安全・安心の確保

【6】子供の学びを支える基盤づくり

- (1)教職員の力を最大限に引き出す取組の推進
- (2)社会の変化を見据えた高等学校教育改革
- (3)学校における安全・安心の確保【再掲】

◆高等教育

【7】高等教育の充実

- (1)これからの社会で求められる人材の育成

◆生涯学習を支える環境

【8】生涯にわたって学び続けるための環境づくり

- (1)生涯学習を進める環境づくり
- (2)スポーツ・文化に親しむ環境づくり

総論

1 策定の趣旨

- 本県では、令和2年に策定した「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画として、令和3年に本県教育の「目指す姿」とその実現に向けた施策の方向性を示す「広島県 教育に関する大綱」を策定し、全国に先駆けて実践を始めた「学びの変革」の更なる加速に向けた取組を進めるなど、本県の目指す姿の実現に向けて、新たな取組にも果敢にチャレンジしてきた。
- 現行の「広島県 教育に関する大綱」の計画期間が終了を迎えることから、これまでの取組の現状や社会情勢の変化などを踏まえ、本県教育を更に前進・加速させていくため、令和8年度以降の教育の基本的な方針を示す新たな「広島県 教育に関する大綱」を策定する。

2 大綱の位置付け

- 「広島県 教育に関する大綱」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、本県教育施策の基本的な方針・方向性を示すものであるとともに、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画としての性格を有している。

3 大綱の計画期間

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

4 本県教育の現状

- 本県では、平成10年の文部省是正指導以降、県民に信頼される公教育の実現に向け、教育改革のための仕組みづくりと教育の中身づくりに取り組んできた。
- その結果、適正な校務運営が行われるようになるとともに、教育内容でも、「知・徳・体」のそれぞれの面で着実に成果が表れ、かつて「教育県広島」と呼ばれた誇りを取り戻しつつある。
- 現行の大綱の計画期間においては、乳幼児期の教育・保育について、乳幼児期がその後の人格形成や教育の基盤を培う重要な時期であるという認識の下、本県が目指す乳幼児期の教育・保育を実現するための基本的な考え方と取組内容を示した「「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン（第2期）」を令和4年3月に策定し、乳幼児期における教育・保育の質の向上に取り組んできた。

また、初等中等教育段階においては、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動である「学びの変革」に全国に先駆けて取り組んできた。

平成31年4月には広島叡智学園中学校・高等学校を開校し、「学びの変革」を先導的に実践するとともに、その成果を県内の学校に還元し、県全体の教育水準を向上させるための取組を進めている。

- さらに、高等教育段階においては、社会経済環境の変化に対応できる資質・能力を有する人材を育成するため、県立広島大学の学部・学科等の再編と「新たな教育モデル」を実践する「叡啓大学」の設置を両輪とした改革を行うなど、高等教育機能の強化に向けた取組を進めている。

5 教育を取り巻く情勢の変化

(想定を上回るペースで進む人口減少)

- 国立社会保障・人口問題研究所によると、現在の子供たちが大人になる 2040 年の広島県の総人口は、2025 年の約 270 万人から約 243 万人まで減少し、生産年齢人口は約 156 万人から約 131 万人まで減少するほか、県全体の高齢者比率も 35%を超えるなど、人口減少と少子高齢化による構造変化の進行が予測される。
- また、本県の 0～19 歳の人口は、2025 年の約 44 万人から 2040 年には約 35 万人まで減少すると推計している。
- このような人口構造の変化は、将来の学校規模や地域社会の活力維持に大きな影響を与えることが懸念される。

(グローバル化の進展)

- 人やモノ、資本、情報等が国境を越えて移動するグローバル化が大きく進展し、日常生活においても世界と直結する社会が浸透しつつある。
- 15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口の減少より、労働市場において人手不足が深刻化する中で、企業における労働力確保対策として、外国人労働者の受け入れが進み、その数は増加傾向にある。
- こうしたことから、県内在留の外国人とその子供の数は増加傾向にあり、今後、その傾向は一層強まることが見込まれる。

(急速に革新・普及が進むデジタル技術)

- 今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）等の推進に向けた環境整備が加速していく中で、教育の分野においてデジタルを活用することは特別なことではなく日常化するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠となることが見込まれる。
- また、AI やロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少するなど、生成 AI は人々の暮らしや社会に大きな変革をもたらす可能性があることが指摘されている。
- 特に、産業構造や社会システムの変化を踏まえた労働力需給ギャップにより、地域の経済社会を支えるエッセンシャルワーカーの不足やいわゆる理系人材の不足が懸念されるところであり、産業イノベーション人材の育成の重要性が指摘されている。
- 今後、「自ら問いを立てる力」「他者と共に価値を作り出す力」等を身に付け、生涯を通じて幸福に暮らしていくことができるよう、AI に代替されない能力や個性の伸長、経済・社会の発展を支える人材育成、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保に取り組むことが重要となっている。

（子供の多様性への対応）

- 不登校等により他の児童生徒と共に学習することが難しい児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒、発達障害の可能性のある児童生徒など、学校には多様な個性や特性を有する児童生徒が在籍しており、一斉指導を前提とするカリキュラムだけでは、全ての児童生徒が主体的に学ぶことが難しい状況となっている。

また、医療の進歩により、低出生体重児や重度の先天性疾患のある子供が増加していることに伴い、複数の医療的ケアや呼吸管理等の高度な医療的ケアを必要とする幼児・児童生徒が増加している。

（子供の貧困の状況）

- 「2022 年国民生活基礎調査」によれば、子供の貧困率は 11.5%（令和 3 年）であり、前回調査の 14.0%（平成 30 年）から改善したものの、依然として子供の約 9 人に 1 人が貧困に陥っている。
- また、令和 5 年に県が実施した「子供の生活に関する実態調査」では、収入の水準が低い世帯の子供では、学校の授業の理解度について、「わからない」の回答が高い結果であった。

（人生 100 年時代を見据えた生涯学習）

- 人生 100 年時代は、同一年齢での単線的な学びや進路選択を前提とした人生モデルから、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化するマルチステージの人生モデルへと転換すると予測されている。
- 職業に直結した学びに加え、ライフステージの変化に応じて生じる様々な悩みの中で、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学び合い」を身近なものとするのが重要となっている。

6 本県教育の基本理念・目指す姿

《基本理念》

広島ならではの学びを通じて、一人一人の個性や能力を見いだし、伸ばし、生きる力を育む

《目指す姿》

一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造する人づくりの実現

- 人生 100 年時代の到来や労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換により、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性が増している。

- また、深刻さを増す少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、気候変動に伴う自然災害の激甚化、生成ＡＩなどデジタル技術の急速な発展などにより、社会・経済の先行きに対する不確実性はかつてなく高まっており、子供たちは激しい変化が止まることのない時代を生きることになる。
- このように、将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させるためには、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会の様々な変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成することが求められている。また、子供たち一人一人も社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識をもち、様々な活動を通じて主体的に社会の形成に参画する態度を育成することが重要である。
- さらに、生成ＡＩなどデジタル技術の急速な進展は、その活用によるリスクや懸念がある一方で、児童生徒一人一人のニーズや特性に合った学びを実現したり、学びをより一層深めたりするなど、教育分野にも様々な効果をもたらしている。
- 本県では引き続き「乳幼児期から大学・社会人まで」を見据え、国・公・私立、県立・市町立といった設置者の違いを越えて、「広島県にある教育機関」として、各々の主体性を尊重しながら、「広島県としての目標」を共有するなどの連携を図りつつ、それぞれの役割を果たしていく必要がある。
- 加えて、家庭や地域、経済界、産業界などの協力も得て、「オール広島県」で「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成を目指し、県民一人一人の夢や希望の実現を支える教育を展開する。
- また、広島には、世界平和を発信し、平和な世界の実現のために取り組む使命があることも踏まえ、広島に生まれ、育ち、住み、学んだ全ての人が、広島への深い愛着や広島で学んだことへの誇り、将来広島に貢献したいという意欲を持つとともに、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」といった「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力」を育成する。
- これらの資質・能力の育成を通じて、かき養殖やレモン栽培等を含む多彩な農林水産業や自動車産業をはじめとするものづくり産業、半導体・デジタル産業など、本県が有する多様な産業の持続的発展や地域の安心な暮らしを支える人材など「様々な分野で地域や広島、日本の成長・発展を担うことのできる人材」、グローバルに活躍する人材やイノベーションを実現する人材、持続可能な社会を構築し、国際社会の平和と発展に貢献できる人材等の「世界を舞台に活躍できる人材」など、多様で厚みのある人材層を形成していく。

各 論

- 目指す姿の実現に向け、今後5年間で以下の3つを特に注力する視点として掲げ、施策を進めていく。

(1) 児童生徒の成長と発達を支える生徒指導

誰もが安心して学べる環境づくりは必要不可欠であり、日常的な活動を通じて子供たちの成長と発達を支える生徒指導が全ての教育活動の基盤として機能するとともに、個別最適な学びの実践により、安心して通え、学ぶ楽しさを感じられる学校づくりに取り組む必要がある。【主な関連施策項目：5 誰もが安心して学習できる環境づくり】

(2) リアルな体験の充実とデジタルの効果的な活用による学びの充実

主体的に学び、自らの人生を舵取りする力の育成や多様で豊かな可能性を開花させる教育の実現を図るため、まずは自ら考え、行動に起こしたり、好奇心を深掘りしたりする中で、自分の思考や行動を客観的に把握し、認識しながら学習を自己調整し、自身の豊かな人生やより良い社会につなげていくことが必要である。

その動機付けとして、地域・産業界や社会教育施設等と連携し、自然体験、伝統文化体験、職場体験活動・インターンシップなどリアルな体験機会の充実に取り組み、その体験をデジタルで支えるとともに、デジタルを学校教育の基盤的なツールとして効果的に活用し、学びの充実を図る必要がある。【主な関連施策項目：2 学びの変革の推進、3 キャリア教育の推進】

(3) 持続発展する教育のための教員の育成

持続発展する教育のため、継続的に教員の育成を行う必要がある。

このため、個々の教員が多様な実践を重ね、成長するための意図的・計画的なジョブローテーションや組織づくり、主体的な学びの定着に向けた校内OJTの質的向上及び体系的な校外研修を組み合わせた人材育成により、学校の中核を担える教員の育成をはじめ、教員の指導力向上を図る必要がある。【主な関連施策項目：6 子供の学びを支える基盤づくり】

1 乳幼児教育・保育の充実

(1) 園・所等における質の高い教育・保育の推進

- 乳幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、乳幼児期の教育の充実を図ることが重要である。
- 本県では、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方の下、幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「園・所等」という。）において、保育者が子供の育ちを客観的に見取り、教育・保育を振り返るためのツールを開発し、研修や幼児教育アドバイザー訪問事業等で活用することにより、教育・保育の改善につなげる取組を推進している。
- こうした取組を継続するとともに、施設種別や規模等を超えた園・所同士が学び合うための公開保育、子供理解を深める研修や、特別な配慮を必要とする子供への支援といった現代的課題を学ぶ研修等を通じて、「遊びは学び」の考え方に基づく教育・保育の実践を広げていく。

(2) 幼保小連携・接続の推進

- 乳幼児期において、遊びの中で心と身体を動かして、直接的・具体的に体験した学びが、客観的・抽象的な認識や思考が発達する小学校以降の生活や学習の基盤となっており、遊びを通して学ぶことの楽しさを知り、積極的に物事に関わろうとする気持ちを持つようになる過程こそが小学校以降の学習意欲へとつながっている。
- このため、小学校に入学した子供が安心して学校生活を送れるようにするとともに、子供の興味・関心や一人一人の個性に応じた、多様で質の高い学びを引き出す授業改善が進むよう、小学校教員等による保育体験研修や、園・所等と学校が協働した架け橋期のカリキュラムを改善・発展させる取組等により、幼保小連携・接続の更なる充実を図る。

(3) 家庭教育支援の充実

- 家庭環境の多様化や少子化の影響等により、子育て家庭が減少するとともに、子育て中の保護者の多くが「子供の行動・気持ちが分からない」、「子供の健康や発達について悩みがある」といった不安を抱えている。
- こうした中、子供の成長段階に応じて変化する悩みや発達に関する保護者の不安を和らげ、安心して子育てができるよう、「遊びは学び」の考え方について保護者の共感的な理解を促す啓発、保護者同士のつながりを深めるプログラムの開発・実施、福祉部局との連携による親子参加型行事の開催など、子育て中の保護者を対象とした事業の充実とともに、広く県民を対象としたフォーラムや企業との連携等により、社会全体で家庭教育支援を推進する。

2 学びの変革の推進

(1) 質の高い、深い学びの実現

【「基礎・基本」の徹底】

- 生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手の育成に向け、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」として必要な資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を「知・徳・体」に共通する要素として、バランス良く育んでいくことが重要である。
- 本県では、是正指導以降、教育の中立性と公開性を柱に県民総ぐるみで様々な改革・改善に取り組むとともに、全ての児童生徒の主体的な学びを促す取組を推進してきた。その結果、一定の成果が表れており、今後もこれまでの取組を継続しつつ、児童生徒が社会や生活で直面する未知の状況においても課題解決に繋がられるよう、児童生徒一人一人の学びの土台となる「基礎・基本」を確実に身に付ける教育活動を推進する。

【「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の推進】

- 本県では、変化の激しい社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を全国に先駆けて実践し、知識ベースの学びに加え、コンピテンシーベースの学びへの転換に取り組んできた。

- このような取組を更に充実させていくためには、児童生徒が各教科等の学ぶ意味や社会とのつながりを見いだし、多様な他者との関係の中で自己の在り方・生き方について考えながら、引き続き、課題を発見し解決していく探究的なカリキュラムの工夫や授業改善を進めることが必要である。
- 各学校が特色ある教育活動を推進するため、調整授業時数制度の活用や必修修を含めた教科・科目の組み替え等による柔軟な教育課程の編成・実施や高等教育機関・地域等の外部リソースの活用の促進など、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、児童生徒が個別の知識・技能を相互に関連付け、深い理解に至る質の高い学びの実現を目指す。

【学校教育の質の向上に向けた、リアルな体験の充実とデジタルの効果的な活用】

- 「主体的・対話的で深い学び」を通じた資質・能力の育成に向けて、学ぶ動機付けとして地域・産業界や社会教育施設等と連携し、自然体験、伝統文化体験、職場体験活動・インターシップなどリアルな体験機会を充実させていくことが重要である。
- とりわけ、特別活動の中核とした教育活動において、学級や学校という身近な社会の形成に当事者として参画し、対話や協働を通じて、主体的・実践的に社会参画する力を育むことが重要である。
- また、あらゆる教育活動において、距離や場所、時間の制約を克服するデジタル機器等を活用できる環境整備が進んだことを踏まえ、一人1台端末等のデジタル学習基盤を効果的に活用することが求められている。
- このため、デジタル学習基盤の活用により、リアルな体験活動等の中で収集したデータを分析し特徴を捉えたり、議論した内容を共同編集したりする活動を行うなど、リアルな体験の充実とそれを支えるデジタル機器の日常的な活用による学校教育の質の向上を図る。

【生成A I等に関わる教育の充実、情報活用能力の育成強化】

- 情報技術を自在に活用し、自らの人生や社会のために課題解決や探究ができる力がこれからの時代を生きる上で不可欠であることから、生成A I等の先端技術の急速な発展などの社会の変化に対応し、先端技術の教育現場にもたらす効果を踏まえ、情報活用能力を育成強化する必要がある。
- 情報活用能力の育成のため、生成A I等を含む情報技術の仕組みや背景等の特性の理解と併せて、情報技術が認知や行動に与えるリスクに対応し、適切に取り扱い、情報技術を効果的に活用することができるよう、発達段階に応じて系統的な指導の充実を図る。

【児童生徒のグローバル・マインドや実践的なコミュニケーション能力の育成と、自分とは異なる他者の多様な価値観の受容】

- 広島には、世界平和を発信し、平和な世界の実現のために取り組む使命があることを踏まえ、広島への愛着や誇りを持ちつつ、日本を含めた世界の様々な文化や価値観を理解し、グローバルな視野で活躍する人材を育成することが重要である。
- このため、県立学校の海外姉妹校等との交流や海外留学に向けた支援等を通じて、児童生徒が自ら体験し、多様な意見に触れる機会を創出するなど、グローバル・マインド及び実践的なコミュニケーション能力を育成するほか、自分とは異なる他者の多様な価値観を受容できるよう、発達段階に応じて系統的な取組を推進する。

(2) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進

- 変化の激しい社会において、子供たちが学びを通じて、自らの人生を舵取りし、多様な他者とともに生きる力を育むために、学校と地域が連携・協働する体制を構築し、「社会に開かれた教育課程」を実現することが重要である。
- このため、保護者や地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えるための活動等を行う「地域学校協働活動」の一体的な推進に取り組んできたところである。
- こうした取組を全県で更に推進するため、学校と地域をつなぐコーディネーター人材の育成や、連携・協働活動を支援するための研修等を通じて、双方の当事者意識を高めるとともに、PDCAサイクルを機能させ、児童生徒が地域や企業等と協働して社会の課題解決に取り組む機会を増やすなど、豊かな学びを実現する教育を展開する。

3 キャリア教育の推進

(1) 系統的な指導の充実と学校全体での推進体制の構築

- 変化の激しい時代においては、児童生徒一人一人が、予測できない変化に主体的に向き合っ
て関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り
手となっていけるようにすることやこれまでの進路選択の見方が必ずしも今後妥当するもので
はなく、生徒本人はもちろんのこと、とりわけ、生徒の進路選択に大きな影響を与える学校関
係者の意識を変革し、保護者の理解を促していくことが重要である。
- このため、児童生徒が夢や希望を持ち、学校で学ぶことと自己の将来とのつながりを見通し
ながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育むキャリア教育を一層
推進していく。
- キャリア教育を効果的に展開していくために、児童生徒が活動を記録・蓄積する教材等を活
用するとともに、小学校段階から高等学校段階まで、児童生徒の発達の段階に応じた系統的・
発展的な指導の充実を図る。

また、特別活動を要とし、学校の教育活動全体を通じて、計画的、組織的、継続的に行う指導体制を構築する。

- さらに、生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばすという観点で、高等学校教育改革を推進していくことを踏まえ、生徒が、将来の社会の変化も見据え、自らの生き方を考え、高等学校への進学等を主体的に選択することができるよう、進路指導の充実を図る。

(2) 体験的・実践的な教育活動の充実

- キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであり、「社会に開かれた教育課程」の理念の下、地域・産業界と連携・協働した体験的・実践的な教育活動をより一層充実させる必要がある。
- このため、かき養殖やレモン栽培等を含む多彩な農林水産業や自動車産業をはじめとするものづくり産業、半導体・デジタル産業など、本県が有する多様な産業、社会・生活基盤を支える仕事に触れながら、実社会や企業等が抱える課題の解決に取り組むなど、多様な体験・学びを積み重ね、人間関係形成・社会形成能力などの基礎的・汎用的能力を培うとともに、地域への愛着と誇りの醸成を図る広島ならではのキャリア教育に取り組む。

4 特別支援教育の充実

(1) 切れ目ない支援体制の整備

- 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する幼児児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒のうち、知的障害及び発達障害のある者は年々増加している中、多様化する教育的ニーズに対応するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの学びの場の充実と接続が求められている。
- このため、特別な支援を必要とする全ての幼児児童生徒における校種間の接続や関係機関等との連携、市町教育委員会への指導・助言に取り組み、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備する。
- また、小・中学校等の特別な支援を必要とする児童生徒に対し、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える学びの場の提供ができるよう、その判断・決定を行う市町教育委員会への指導・助言の一層の充実を図る。

(2) 障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、一人一人の障害の状態、発達段階及び教育的ニーズを踏まえた学びの充実を図る。
- 幼児児童生徒の自立や社会参加を見据え、一人一人のキャリア発達を促す支援、医療的ケアの実施体制の整備、特別支援学校の特別支援教育に関する相談センターとしての機能の強化を進める。

(3) 特別支援学校の教育環境の充実・整備

- 特別支援学校では、在籍する幼児児童生徒の自立や社会参加を見据え、一人一人がその持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援が求められている。
- また、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成に向けて、在籍する幼児児童生徒の社会とのつながりを意識した、教育活動の充実が必要である。
- これらの特別支援教育の理念の実現に向けて、本県の幼児児童生徒数の状況や、社会の変化、国の動向などの特別支援教育を取り巻く状況を踏まえながら、特別支援学校の教育環境の充実・整備に取り組む。

5 誰もが安心して学習できる環境づくり

(1) 学習指導と生徒指導の一体化

- 児童生徒の成長や発達を支える生徒指導が、日常的に全ての教育活動の基盤として機能を果たすことにより、児童生徒の心身の健やかな成長を促すとともに、安全・安心な学校・学級の教育的環境を整える。
- また、学校生活の中心である授業において、児童生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていけるよう、全ての児童生徒を対象とし、分かる喜びや学ぶ意義を実感できる授業づくりを充実させていくことで、学習指導と生徒指導の一体化を推進する。

(2) 多様な子供たちに応じた教育の充実

- 不登校等児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、多様な個性や特性、背景を有する子供たちを誰一人取り残さない視点から、全ての子供たちが主体的に学ぶ機会を提供し、子供たち一人一人の意欲を高め、可能性を開花させ、個性が輝く教育を実現していくことが求められている。
- こうしたことから、子供たち一人一人が、互いに多様な個性を尊重し、相手の立場に立って考え行動できるよう、学校教育活動全体を通じた教育の充実を図る。子供たちの長所・強みに着目することを重視し、多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の編成や学習につまずいている児童生徒、不登校等児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援、外国人児童生徒に対する日本語指導、教育費負担の軽減等の経済的支援など、学校内外で多様な学びの場を確保し、学校、地域、関係機関との連携による子供たちの学びを切れ目なく支える体制を整備する。

(3) 学校における安全・安心の確保

- 学校教育において、子供たちが主体的に学び、心身の健康の増進と体力の向上を図るためには、子供たちにとって学校が安全かつ安心して学ぶことができる場であることが不可欠である。

- 学校において安全かつ安心して学ぶことができるよう、全ての教職員が、児童生徒の人権を尊重し、児童生徒が「一人の人間として大切にされている」と実感できる学校づくりに取り組む。

また、「広島県いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校内のいじめ防止委員会の機能化など、組織的な生徒指導を行い、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応につなげるとともに、教職員とスクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）とが連携・協働した教育相談体制の充実、福祉部局をはじめとした関係機関と早期の連携など、適切な支援につなぐ体制を構築する。

- さらに、心の健康、食に関する指導、体力向上に関する指導など、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた体系的な教育を一層推進することにより、心身の健康の増進と体力の向上を図る。
- 加えて、子供たちの安全を確保するため、地域の災害リスクや大規模災害に対応した実践的な防災教育の推進に加え、交通安全教育や犯罪に巻き込まれないための防犯教育の充実を図るとともに、大規模災害等により、学校の長期休業が生じた場合においても、デジタル機器を活用した遠隔教育等により、子供たちの学びを保障する。
- 国の動向をはじめ様々な状況を踏まえつつ、老朽化対策の推進など、安全・安心な学校施設の整備を行うほか、多様な学習内容・学習形態への対応など、教育環境の質的向上を図るための施設・設備の整備を進めていく。

6 子供の学びを支える基盤づくり

(1) 教職員の力を最大限に引き出す取組の推進

- 学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現のためには、教職の魅力向上させ、教員として優れた人材を確保していくとともに、教職員一人一人の力を最大限に引き出し、校長をはじめとする管理職のリーダーシップの下、組織的に教育活動に取り組むことができる環境を整えていくことが不可欠である。
- そのため、教員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮できるよう、学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境づくりを進める。
- 加えて、生成ＡＩの利活用をはじめとした次世代校務ＤＸの推進など、教員の学校における働き方改革の更なる加速化を図る。
- また、教職員集団が共に支え合いながら教育にあたることができるよう、メンタルヘルス不調の未然防止をはじめとした教職員のメンタルヘルス対策をより一層推進する。
- その上で、校内での日々の教育活動からの学びと校外での体系的な研修受講等による学びを効果的に組み合わせ、子供の主体的な学びの定着に向けた専門性の向上や学校の組織的な教育活動の中核を担うことができる教員の育成に取り組むことに加え、教職生涯にわたって、多様な実践経験を通して教職員の資質・能力を向上させることができる環境の整備を一層推進する。

- さらに、大学生や高校生に対して、教職の魅力ややりがい、本県教育の特色を伝えるための取組を実施するなど、教員の確保に向けて取り組む。
- 教育は人の成長を支える崇高な営みであり、人の信頼の上に成り立っている。教職員による不祥事は、一部の教職員によるものであっても、全ての教職員や学校といった学校教育全体の信頼が損なわれかねない。とりわけ、児童生徒性暴力等は、児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に重大な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではない。ゆえに学校が幼児児童生徒にとって「安全・安心」な場であり、教職員が幼児児童生徒・保護者・地域から信頼されていることは、学校教育において、基本的かつ最も大切なことであることから、全ての教育関係者で一丸となって、不祥事の根絶に向けた取組を進める。

(2) 社会の変化を見据えた高等学校教育改革

- 県内の児童生徒数が減少する中においても、広島県全体の教育水準を維持・向上させ、社会が求めるニーズに応じた多様な人材を育成できるよう、全県的な視野に立って教育を提供することが求められている。
- また、社会の変化により、高等学校教育が転換期を迎えており、A I等のデジタル技術を使いこなしながら生産性を高めて社会に貢献するエッセンシャルワーカー、未来成長分野を牽引する理数系人材の育成などの産業イノベーション人材の育成、地域に愛着を持って地域の持続的な発展を支える人材の育成など、県立高等学校に求められるニーズも多様化している。
- こうした状況を踏まえ、生徒それぞれの多様な個性やニーズ、興味・関心に応じた学びを生かした自己実現を支え、生徒の可能性を広げ能力を伸ばせるよう、地域の大学・産業界等と連携・協働し、これからの社会を生きぬく力を育む魅力ある教育環境を整備する。

(3) 学校における安全・安心の確保【再掲】

- 国の動向をはじめ様々な状況を踏まえつつ、老朽化対策の推進など、安全・安心な学校施設の整備を行うほか、多様な学習内容・学習形態への対応など、教育環境の質的向上を図るための施設・設備の整備を進める。

7 高等教育の充実

(1) これからの社会で求められる人材の育成

- A Iをはじめとする技術革新の進展等、社会経済環境が大きく変化する中、時代の要請に応え、社会で活躍できる人材を継続的に育成する。
 - ・ 県立広島大学において、専門的な知識・技能をベースとして、地域の課題を主体的に考え、解決に向けて行動できる実践力等を身に付け、地域創生に貢献できる人材の育成を進める。
 - ・ 叡啓大学において、地域や国際社会に貢献する高い志を持ち、解のない課題に果敢にチャレンジし、粘り強く新しい時代を切り開いていく人材の育成を推進する。
 - ・ 県立広島大学大学院経営管理研究科（HBMS）において、専門能力と実践力を備えた経営人材を育成する。

- また、県内大学等との連携強化を図り、それぞれの大学が持つ強みや特色を生かした教育が展開され、多様な人々が集う魅力ある高等教育環境の構築に向けて取り組む。

8 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(1) 生涯学習を進める環境づくり

- 将来の予測が困難な時代の中で、個人と社会のウェルビーイングを実現していくためには、誰もが生涯にわたって能動的に学び続けることが重要である。
- このため、生涯学び続けるための環境を整えていくことに加え、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、生涯学習センター等の社会教育施設をはじめとする「学びの場」を拠点として、地域の学びを支える人材の育成やネットワークの構築を進めるとともに、関係機関・団体等の連携・協働を支援することで、地域や社会における諸課題の解決につながる取組を広げる。
- また、障害のある方が、生涯を通じて様々な学習機会が得られるよう、関係機関・団体等と連携し、「学びの場」の確保や、学習を支える人材の育成に努める。
- 加えて、図書館における電子書籍の拡充や博物館等における所蔵資料のデジタルアーカイブ化など、社会教育施設におけるデジタル技術を活用したサービスの向上を図り、県民一人一人の興味・関心に合わせた主体的な学びの選択肢の充実に努める。

(2) スポーツ・文化に親しむ環境づくり

- スポーツ・文化を通じて、地域への愛着や誇りを育むためには、地域の多彩なスポーツ資源を活用した地域づくりの取組が県内各地で盛んになることや、広島が強みであるプロスポーツ等の活躍による熱狂・感動を享受することに加え、県内の豊かな自然や歴史、風土に培われてきた特色ある文化芸術や、地域で新たに生まれた多彩な文化芸術の魅力が、広く県民に親しまれることが必要である。
- このため、県民それぞれの思いや環境に合わせて、誰もが様々な形でスポーツ・文化を楽しむことで、健康と豊かさを実感できるよう、公共スポーツ施設や文化施設の充実・改善、学校体育施設の有効活用や公立中学校等における部活動の地域展開など、幅広くスポーツ・文化に親しむ活動の場づくりに取り組む。
- また、本県には、二つの世界文化遺産があり、花田植や神楽などの民俗芸能をはじめとする貴重な文化財も多く存在していることから、こうした本県の有する文化遺産について、市町等の関係機関・団体等と連携して、県民が親しむことができる機会を充実させるとともに、次代にしっかりと継承していく環境を整える。



參考資料

用語解説

	用語	解説
あ	「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン	子供が育つ環境にかかわらず、県内全ての乳幼児に、「遊びは学び」という理念の下、質の高い教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方と、それを実現するための施策の方向性と取組内容を具体化した計画（平成29（2017）年2月策定、令和4（2022）年3月第2期プラン策定）。
い	医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。
え	A I（エーアイ）	Artificial Intelligence（人工知能）の略。コンピュータがデータを分析し、推論・判断、最適化提案、課題定義・解決・学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
	園・所等	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・保育所（保育所型認定こども園を含む）・幼保連携型認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）・認可外保育施設等。
か	架け橋期	幼児教育施設の年長（5歳児）の4月から小学校1年生の3月までの2年間。
き	基礎的・汎用的能力	分野や職種にかかわらず、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
く	グローバル・マインド	地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にしながら、多様な人と協働できる価値観。
こ	国民生活基礎調査	保険、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的な事項に関して厚生労働省が実施する調査。
	子供の貧困率	17歳以下の子供全体に占める、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子供の割合。

	用語	解説
こ	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で制定されている「学校運営協議会」制度に基づき、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校。
し	次世代校務D X	クラウド上での校務実施を前提とし、ロケーションフリーやデータ利活用・データ連携を通じて、学校における働き方改革、教育活動の高度化、教育現場のレジリエンス確保の実現に資する新しい校務の在り方。
	主体的な学び	学習者基点の能動的な深い学び。
	情報技術	コンピュータ、情報通信ネットワーク、A I、メディア等。
	情報活用能力	コンピュータ、情報通信ネットワーク、A I、メディア等の情報技術の特性を理解し、情報モラルや権利・責任に配慮して適切に取り扱い、その上で情報の処理、整理・比較、発信・伝達などに情報技術を活用する力。
す	スクールカウンセラー（S C）	学校等に配置され、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有し、教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。
	スクールソーシャルワーカー（S S W）	学校等に配置され、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け、支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。
せ	生成A I	人口知能（A I）により、与えられたデータから新しいデータを生成する技術。
ち	地域学校協働活動	幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして様々な取組を組み合わせて実施する活動。
	調整授業時数制度	各学校の判断により、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成することを可能とし、生み出した時数を他教科等や「裁量的な時間」に充当可能とする制度。
つ	通級による指導	通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態。
て	デジタル学習基盤	一人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成される一連の学習基盤。

	用語	解説
て	D X (デジタルトランスフォーメーション)	「I Tの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。
と	特別活動	学級活動、児童会活動・生徒会活動、クラブ活動及び学校行事から構成され、それぞれ構成の異なる集団での活動を通して、児童生徒が学校生活を送る上での基盤となる力や社会で生きて働く力を育む活動。
	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。
	特別支援学級	知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者又は自閉症者・情緒障害者に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために小・中学校等に設置できる学級。
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。
に	乳幼児期	乳児期と幼児期を合わせた時期（乳児…1歳未満の者、幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）。
	人間関係形成・社会形成能力	多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。基礎的・汎用的能力を構成する4つの能力の一つ。
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に提供し、併せて地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類。

	用語	解説
は	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。
ま	学びの変革	知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動。
よ	幼保小連携・接続	園・所等での育ちと学びを小学校の学びにつなぐ教育活動を実践するために、園・所等と小学校が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見直して、子供の育ちと学びを連続させていくこと。

